

奈良県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 赤滝五條線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
1 3 8	吉野郡黒滝村大字寺戸六一六番 一八先から 吉野郡黒滝村大字寺戸三二〇番 一先まで	前	一・二・三 、 六五・三	二四五・七	新黒滝橋 L 四三・ 五m
	吉野郡黒滝村大字寺戸六一六番 一八先から 吉野郡黒滝村大字寺戸二九五番 四先まで	B	五・五 、 一三二・〇	二六〇・〇	黒滝橋 L 二九・ 〇m
	吉野郡黒滝村大字寺戸六一六番		一・二・三		新黒滝橋

	一八先から 吉野郡黒滝村大 字寺戸三二〇番 一先まで
後	A
六五・三	二四五・七
五 m	L 四三・